

議会運営委員会次第

令和3年6月25日（金）

午前9時開議

第1・2委員会室

- 1 令和3年第2回定例会の運営について
 - (1) 追加議案について
 - (2) 議事日程について
 - (3) 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (4) 各常任委員会の開催日程について
 - (5) 意見書等の取り扱いについて
 - (6) 委員長報告確認について
 - (7) 流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 2 その他

令和3年流山市議会第2回定例会日程表（第5号）

令和3年6月25日
午前10時開議

- 第1 市政に関する一般質問
- 第2 議案第60号 令和3年度流山市一般会計補正予算（第7号）
（議案上程・提案理由説明）
- 第3 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第4号））
議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第5号））
議案第47号 令和3年度流山市一般会計補正予算（第6号）
議案第48号 流山市市民投票条例の一部を改正する条例の制定について
議案第49号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第51号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型））
議案第60号 令和3年度流山市一般会計補正予算（第7号）
（質疑・委員会付託）
- 第4 議案第52号 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第53号 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第54号 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例及び流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 和解及び損害賠償の額の決定について
(質疑・委員会付託)
- 第5 議案第57号 和解及び損害賠償の額の決定について
議案第58号 市道路線の認定について
議案第59号 市道路線の廃止について
(質疑・委員会付託)
- 第6 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第7 請願・陳情の件
- 第8 休会の件

令和3年流山市議会第2回定例会議案付託表

令和3年6月25日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総 委 員 務 会	議案第45号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度流山市一般会計補正予算 (第4号))
	議案第46号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度流山市一般会計補正予算 (第5号))
	議案第47号	令和3年度流山市一般会計補正予算 (第6号)
	議案第48号	流山市市民投票条例の一部を改正する 条例の制定について
	議案第49号	流山市手数料条例の一部を改正する条 例の制定について
	議案第50号	固定資産評価審査委員会条例の一部を 改正する条例の制定について
	議案第51号	財産の取得について(水槽付消防ポン プ自動車(CD-I型))
	議案第60号	令和3年度流山市一般会計補正予算 (第7号)
教 育 福 祉 委 員 会	議案第52号	流山市福祉会館の設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例の制定に ついて
	議案第53号	流山市重度障害者医療費及び特定疾病 者医療費の支給に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
	議案第54号	流山市学童クラブの設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例の制定 について

付託委員会名	議案番号	件名
教 育 福 祉 委 員 会	議案第55号	流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例及び流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第56号	和解及び損害賠償の額の決定について
都 市 建 設 委 員 会	議案第57号	和解及び損害賠償の額の決定について
	議案第58号	市道路線の認定について
	議案第59号	市道路線の廃止について

発議第 号

流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
流山市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。
令和3年 月 日提出

議会運営委員長 海老原 功一

提案理由 女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願書の書面への押印に代えて署名による請願を可能にするためである。

流山市議会会議規則の一部を改正する規則

流山市議会会議規則（昭和42年流山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故若しくはやむを得ない事情のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「前項ただし書の規定にかかわらず、」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故若しくはやむを得ない事情のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「前項ただし書の規定にかかわらず、」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。